

第5回（仮称）練馬区自治基本条例を考える区民懇談会

起草部会 議事要旨

【日時】平成18年3月21日（火）17:00～20:10

【場所】本庁舎5階庁議室

【出席者（※敬称略、50音順）】

秋山隆幸

長谷川和寛

高橋司郎

三浦亜紀

沼田良

村上祐允

議事次第

1. 自治拡充の制度（Cグループ）の協議
2. その他

1. 自治拡充の制度（Cグループ）の協議

・時間まで成案に向けて協議し、まとまらなければ4月に時間をとってまとめる。二人の委員から案がでてくる。それを土台にして付け加えていく。（部会長）

※ 了承

【コミュニティのあり方・権利・責務と区民参加について】

・項目名には権利や責務といった言葉を入れず、「コミュニティのあり方」でいいのではないかと。

【① コミュニティの定義】

・コミュニティの定義は幅広くするのがいいのではないかと。
・練馬区70万人という大都市の中で分権を進めることになるので、「都市内分権」についても入れて、項目名を定義と意義に変更してはどうかと。（部会長）

【② コミュニティへの参加と育み】

【③ 区によるコミュニティ支援】

・コミュニティを育むために、支援をするための一つの基準を区に作らせる必要があるのではないかと。
・支援の基準を明確化することは大切だが、柔軟性に欠ける面もでてくる。
・コミュニティの権利については、主体が区民であるから反射的にある権利ではないかと。
・市民団体や自治会・町内会などは団体だが、その他は団体という言葉を使わない方がいいのではないかと。
・協働の裏側には、「差があっても当然で、意識のある所を支援することで更に栄える」という考えもある。（部会長）
・「② コミュニティへの参加と育み」は「区民による」もので、「③ コミュニティ支援」は「区による」ものである。分けて記載すると明確になる。（部会長）
・コミュニティビジネスについて入れてもいいのではないかと。

- ・コミュニティビジネスは意欲のあるものを伸ばすもので、「③ 区によるコミュニティ支援」に入れる。
(部会長)
- ・コミュニティ支援となると、コミュニティ支援条例も必要になるのではないか。
- ・一方、支援により自治でなくなる恐れもある。

【執行機関・議会・行政への参画のあり方について】

- ・住民投票については、1 段上げて一つの項目としていいのではないか。
- ・行政への参画と、議会への参画は別にした方がいいのではないか。(部会長)
- ・パブリックコメントやパブリックインボルブメント等は、できるだけ日本語で他の表現がいいのではないか。
- ・今でも選挙による議会や陳情などの制度があり、参画できるのではないか。
- ・区民大会は、提言に入れづらい。
- ・行政に要望を言えるチャンネルのない人にも、その機会を設けることが大切。
- ・昔は行政が公共を独占して平等にしてきたが、今はそれができなくなっている。(部会長)
- ・具体的参加方法は、P D C A の順番で整理するのがいいのではないか。
- ・直接請求や議案提出権についてはどうするか。
- ・議案提出権は議会への参画に入れ、議会としての政策勉強・研修会はBグループが担当する「議会の役割・責務」に入れる。(部会長)
- ・住民投票は常設ではなく、その度に条例を制定する方がいいのではないか。(部会長)
- ・予算提案制度を入れてはどうか。

【協働・協治について】

- ・協働・協治について、定義する必要があるのではないか。
- ・「コミュニティのあり方」と同様に記載するのがいいのではないか。

2. その他

【次回、起草部会Cグループの日程】

- ・平成 18 年 4 月 3 日（月）19:00～ 練馬区役所 5 階庁議室